

令和6年度 第2回浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会

日時： 令和7年3月24日（月）
17:30～19:00

場所： ザザシティ浜松中央館5階
大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 第1回委員会での内容の振り返り 資料1
- 4 他都市のこどもの権利条例整備状況 資料2
- 5 子どもの権利条例について（伊豆田副委員長） 資料3
- 6 意見交換
- 7 閉会

浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会 委員名簿

令和6年10月1日現在

	分野	所属団体	氏名
1	有識者 (大学教授)	聖隷クリストファー大学	藤田 美枝子
2	有識者 (弁護士)	リブラ綜合法律事務所	伊豆田 悦義
3	有識者 (医師)	メンタルクリニック・ダダ	大嶋 正浩
4	子育て関係者	認定特定非営利活動法人 はままつ子育てネットワークぴっぴ	原田 博子
5	子育て関係者	浜松市PTA連絡協議会	有薊 亮太郎
6	人権・児童福祉 関係者	浜松市人権擁護委員連絡協議会	河合 洋子
7	人権・児童福祉 関係者	社会福祉法人和光会	徳田 義盛
8	人権・児童福祉 関係者	社会福祉法人小羊学園	雨宮 寛
9	人権・児童福祉 関係者	浜松民間保育園長会 (入野こども園)	中村 勝彦
10	教育関係者	浜松市立高校校長	草谷 篤
11	教育関係者	浜松市校長会 (北部中)	渡辺 博幸
12	教育関係者	浜松市校長会 (城北小)	土屋 憲司
13	行政	静岡地方法務局浜松支局	一條 典之

第 1 回委員会での内容の振り返り

第 1 回での意見や質問について記載。

今回は、下線部分についての見解を紹介。

＜藤田委員長＞

- ・ 要保護児童対策地域協議会の統計件数も取り上げていただきたい。
- ・ 若者の声を聞いて、政策に組み込んでいくことはこれから大事だと思う。

資料 1-1

＜藤田委員長、徳田委員＞

- ・ ひとり親の貧困状況についての調査結果が欲しい。

資料 1-2

＜伊豆田副委員長＞

- ・ 大人がこどもの権利の本質をどれだけ正しく理解するかが必要。
- ・ 「育成」という言葉を使っても良いかも議論が必要。
- ・ 「浜松市子ども育成条例」の改正か廃止について、二つの条例を併存するのはイメージとして難しい。

＜大嶋委員＞

- ・ いじめを受けて不登校になったり、人前に出ることができない人たちが少しでも前に進められるような効果があるものになると良い。
- ・ 不登校のこどもが自身の思いを出せる機会があると良い。
- ・ こどもの権利について、何が大事かを考えながら条例ができると良い。
- ・ 権利の侵害があった時にそれに対して介入出来る委員会のようなものを設置して欲しい。

＜原田委員＞

- ・ これからの条例は実効性があるって守られるものになると良い。
- ・ 子ども育成条例でこれまでと何が変ったのか。

＜雨宮委員＞

- ・ 浜松市として、こどもの権利に関する意識や認知度についての調査結果が欲しい。
- ・ 「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合が少ない。合理的な配慮を条例の中でも捉えて欲しい。
- ・ マイノリティにある障害のあるこどもたちの意見表明の場が欲しい。

＜土屋委員＞

- ・ 浜松市がこどもの権利に関する条例を策定していくところは、こどもの権利について、こどもたちが学べて知る機会になっていくので、ありがたい取り組みだと思う。
- ・ こどもたちの意見や考えを取り入れると、こどもたちの中で、「自分たちの権利って何だ」とか、「自分たちでも、地域を変えられる」という所に繋がると思う。

＜中村委員＞

- ・ こどもたちがこどもの権利に関する条例についてどう思うかを聞く場や機会が欲しい。

＜事務局＞

- ・ 条例の普及啓発についてご意見を伺っていく。
- ・ 他都市の条例について紹介する。

資料 2

1 要保護児童対策地域協議会活動の統計について

(1) 実務者会議の開催実績

令和5年度は、定期的に1,348人の支援対象児童等（特定妊婦、要支援児童、要保護児童を指す。）の支援状況の確認及び評価を実施。

【表 1】

(単位：件)

区とエリア		令和3年度			令和4年度			令和5年度			1回 平均
		開催 回数(回)	件数		開催 回数(回)	件数		開催 回数(回)	件数		
			実	延		実	延		実	延	
中央 区	中	24	535 (29)	1,811	24	466 (16)	1,537	24	428 (23)	1,502	62.6
	東	12	196 (6)	701	12	192 (3)	599	12	180 (12)	591	49.3
	西	12	211 (15)	654	12	170 (14)	593	12	183 (16)	686	57.2
	南	12	222 (10)	676	12	172 (2)	549	12	185 (10)	602	50.2
浜名 区	浜名	12	100 (4)	289	12	107 (3)	316	12	136 (10)	435	36.3
	北	12	122 (4)	381	12	172 (12)	601	12	194 (10)	605	50.4
天竜区	天竜	12	51 (2)	165	12	42 (0)	130	12	42 (3)	146	12.2
計		96	1,437 (70)	4,677	96	1,321 (50)	4,325	96	1,348 (84)	4,567	47.6

() 内は、特定妊婦の再掲

出典：浜松市子育て支援課

(2) 対象者区分

令和5年度の進行管理ケースの対象者区分をみると、「要保護児童の虐待」が749件（55.6%）と最も高く、次いで「要保護児童のその他」が377件（28.0%）であった。

特定妊婦の実人数は84件。

【表 2】

	開催 回数 (回)	令和5年度進行管理ケース						
		実世 帯数 (世帯)	実件数 (件)	対象者区分				
				要保護児童		要支援 児童	非行 児童等	特定 妊婦
				虐待	その他			
中	24	268	428	229	164	9	3	23
東	12	113	180	106	33	25	4	12
西	12	118	183	99	48	20	0	16
南	12	111	185	92	78	4	1	10
浜名	12	78	136	84	26	16	0	10
北	12	109	194	121	22	40	1	10
天竜	12	23	42	18	6	15	0	3
計	96	820	1348	749	377	129	9	84
割合	-	-	100%	55.6%	28.0%	9.6%	0.7%	6.2%
R4	96	821	1321	741	365	156	9	50

出典：浜松市子育て支援課

(3) 世帯の状況

進行管理ケースの世帯状況は、「夫婦と子どもから成る世帯」が 449 件（54.8%）、「ひとり親と子どもから成る世帯」215 件（26.2%）、「2 世帯」81 件（9.9%）であった。

【表 3】

（単位：件）

	実世帯数						計
	夫婦と子ども から成る世帯	ひとり親と子どもから成る世帯		2世帯(親又は 配偶者の親と の同居あり)	その他		
		男親と子ども	女親と子ども				
中	125	72	6	66	29	42	268
東	56	43	3	40	9	5	113
西	86	23	1	22	6	3	118
南	69	30	3	27	6	6	111
浜名	39	20	6	14	13	6	78
北	62	23	2	21	16	8	109
天竜	12	4	0	4	2	5	23
計	449	215	21	194	81	75	820
%	54.8%	26.2%	－	－	9.9%	9.1%	100.0%
R4	441	228	28	200	94	58	821

出典：浜松市子育て支援課

(4) 年齢別状況

令和 5 年度の進行管理ケース 1,348 件のうち、特定妊婦 84 件（6.2%）、未就園年齢 312 件（23.1%）、就園年齢 246 件（18.2%）、小学生 399 件（29.6%）、中学生 191 件（14.2%）、高校生その他 116 件（8.6%）であった。

【表 4】

（単位：件）

	実件数	特定妊婦	乳幼児						学齢児		
			未就園児					就園児	小学生	中学生	高校生その他
			小計	0歳	1歳	2歳	3歳				
中	428	23	100	6	27	35	32	82	124	56	43
東	180	12	41	15	9	13	4	31	56	23	17
西	183	16	52	17	10	15	10	32	48	24	11
南	185	10	37	15	10	11	1	40	51	32	15
浜名	136	10	32	10	7	8	7	13	46	24	11
北	194	10	39	6	14	10	9	42	68	22	13
天竜	42	3	11	5	3	2	1	6	6	10	6
計	1,348	84	312	74	80	94	64	246	399	191	116
%	100%	6.2%	23.1%	5.5%	5.9%	7.0%	4.7%	18.2%	29.6%	14.2%	8.6%
R4	1,321	50	339	99	79	91	70	202	416	194	120

出典：浜松市子育て支援課

2 ひとり親家庭等でのこどもの貧困状況について

全国調査では一定の所得水準以下で生活するこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は改善傾向にあるが、おおむね9人に1人が困窮し、何らかの支援を必要としている。特に、ひとり親家庭が含まれる「大人が1人の世帯」では、半数近くが経済的な困難さを抱えている。

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯に属するこどもの数は減少しており、19歳以下人口に対する比率も低下傾向にある。一方で、就学援助の認定率は上昇傾向にある。

(1) 全国調査における貧困率の年次推移

(単位：％)

	旧基準							新基準	
	平成12年 (2000年)	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)
こどもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

※新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

出典：国民生活基礎調査

(2) ひとり親家庭のこどもの状況

■ 浜松市の母子家庭、父子家庭の世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子家庭	3,585	3,892	4,036	4,033
父子家庭	493	486	473	519

※母子家庭：未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）

※父子家庭：未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）

出典：国勢調査

(3) 浜松市内の生活保護受給世帯のこどもの状況

■ 19歳以下の被保護人員、人口比率の推移

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
被保護人員	7,223	7,211	7,149	7,002	6,976	6,965	7,012	6,980
19歳以下	996	967	898	827	809	753	718	665
19歳以下人口に対する比率	0.67%	0.65%	0.61%	0.57%	0.56%	0.53%	0.51%	0.49%

出典：厚生労働省 被保護者調査、浜松市人口統計

■ 浜松市の中学卒業後の進路の比較（令和4（2022）年）

(単位：％)

	進学率	就職率	その他	その他の内容
全中学校卒業生（n=7,497）	98.63	0.09	1.28	-
生活保護世帯に属する 中学校卒業生（n=50）	86.00	0.00	14.00	・ 職業訓練校通所 ・ 就職活動中 等

出典：文部科学省 学校基本調査、浜松市健康福祉部福祉総務課

(4) 児童扶養手当の受給状況

■世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全国	1,006,294	973,133	939,257	900,675	877,660	854,473	818,978	790,483
浜松市	4,876	4,734	4,541	4,349	4,366	4,285	4,100	3,978

出典：福祉行政報告例（各年度末現在）

■児童数の推移

(単位：人)

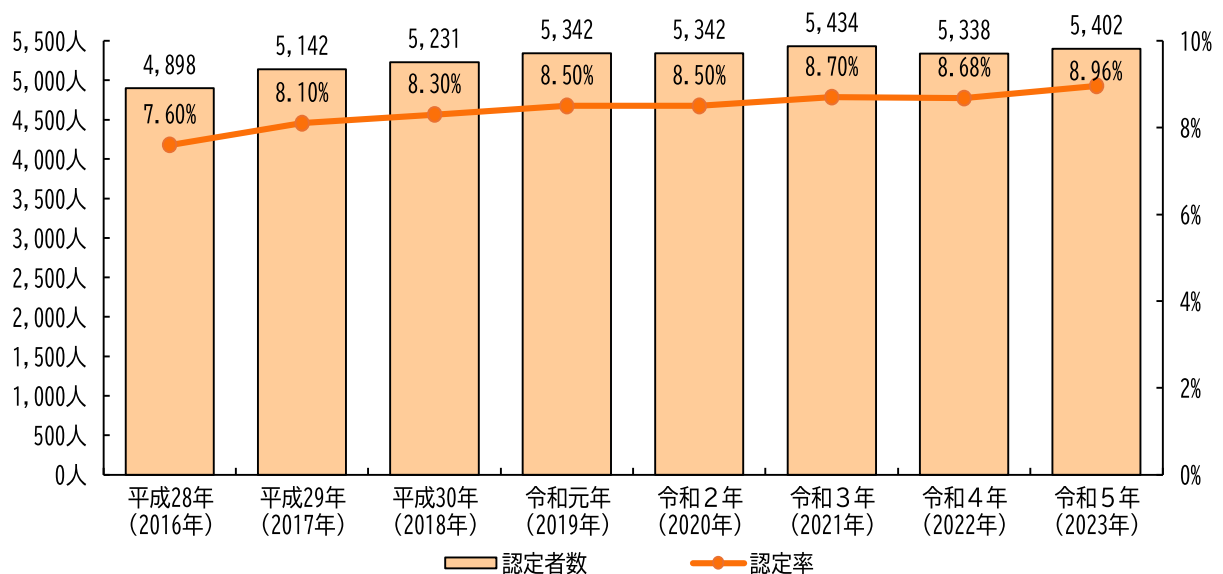
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
19歳以下のこどもの数	148,667	147,532	146,091	144,057	142,260	139,803	137,066	134,397
児童扶養手当受給世帯のこどもの数	7,418	7,307	7,112	6,866	6,592	6,611	6,462	6,170
19歳以下のこどもに占める割合	4.99%	4.95%	4.87%	4.77%	4.63%	4.73%	4.71%	4.59%

出典：福祉行政報告例（各年度末現在）、浜松市人口統計（翌年度4月1日現在）

(5) 就学援助認定者の状況

■就学援助認定者数の推移

(単位：人)



出典：浜松市教育支援課

■令和5年度実施「浜松市 子どもの生活実態調査」調査報告書より

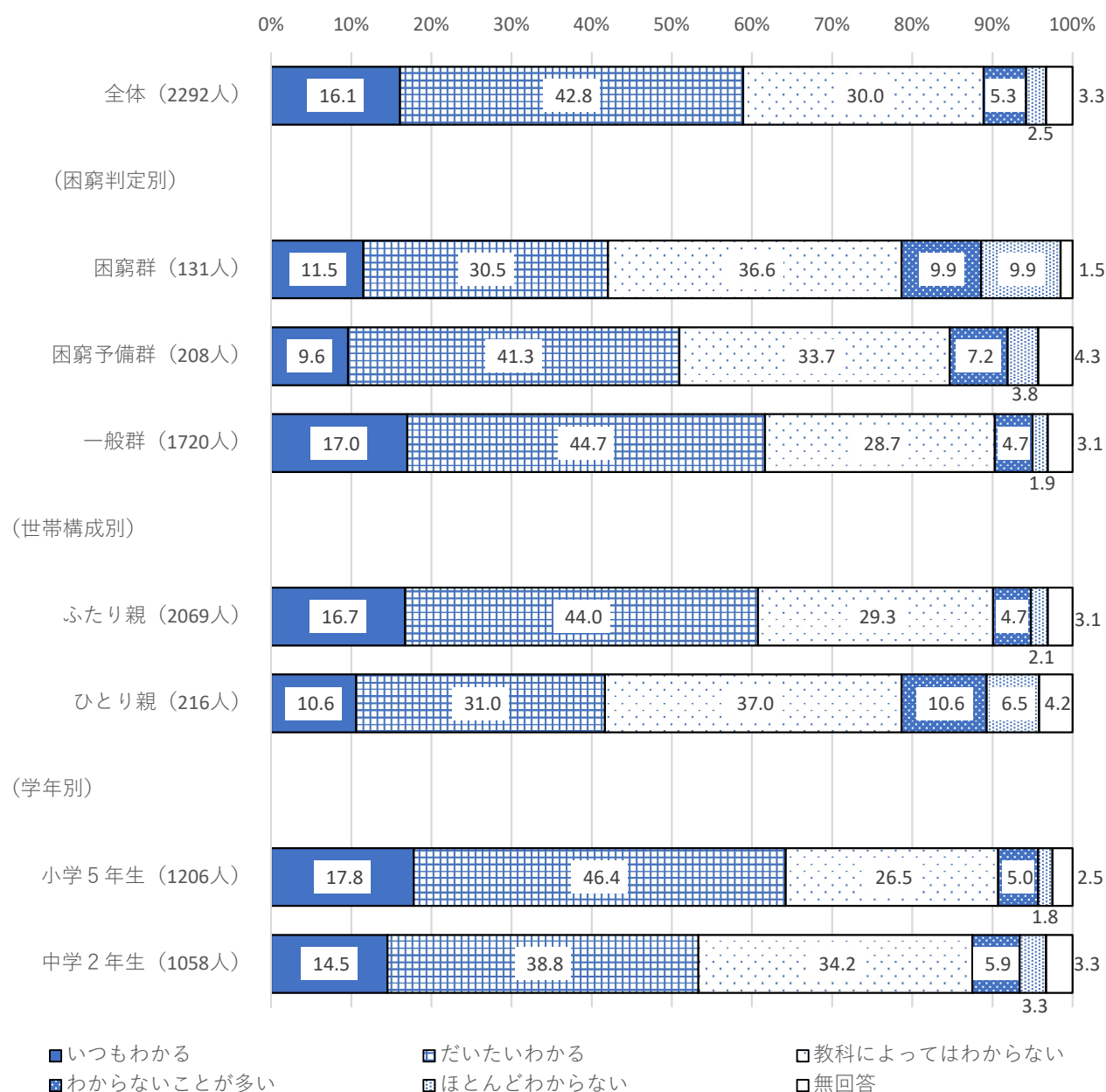
調査の目的：主に「子どもの貧困対策」の施策の基礎資料とすることを目的に、家庭の状況やこどもの生活実態を把握する。

調査期間：令和6年1月1日～1月25日

調査対象：小学校5年生とその保護者 2,500世帯（有効回答数 1,206件 48.2%）

中学校5年生とその保護者 2,500世帯（有効回答数 1,058件 42.3%）

設問【小5・中2】学校の授業がわからないことがあるか



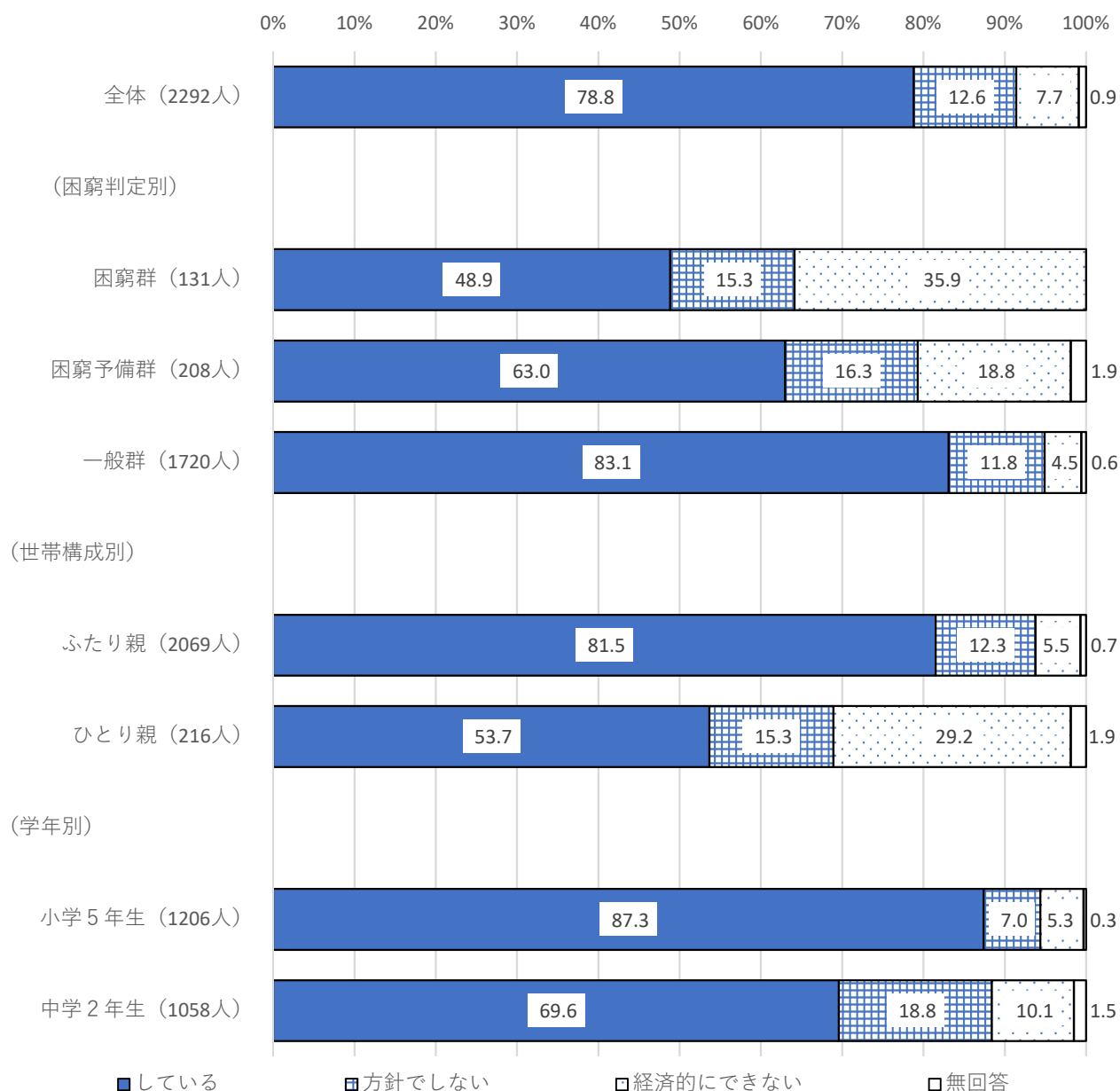
学校の授業の理解度について、全体では「いつもわかる」(16.1%)と「だいたいわかる」(42.8%)を合わせた『わかる』は58.9%となった。「教科によってはわからない」(30.0%)、「わからないことが多い」(5.3%)、「ほとんどわからない」(2.5%)をあわせた『わからない』は37.8%となった。

困窮判定別にみると、困窮度合いが高いほど『わかる』が低く、『わからない』が高くなっており、困窮群は『わかる』42.0%、『わからない』56.4%となった。

世帯構成別にみると、『わかる』はふたり親が60.7%、ひとり親が41.6%と19.1ポイントの差がみられた。

学年別にみると、『わかる』は小学5年生が64.2%、中学2年生が53.3%と10.9ポイントの差がみられた。

設問【小5・中2保護者】親が習い事に通わせているか

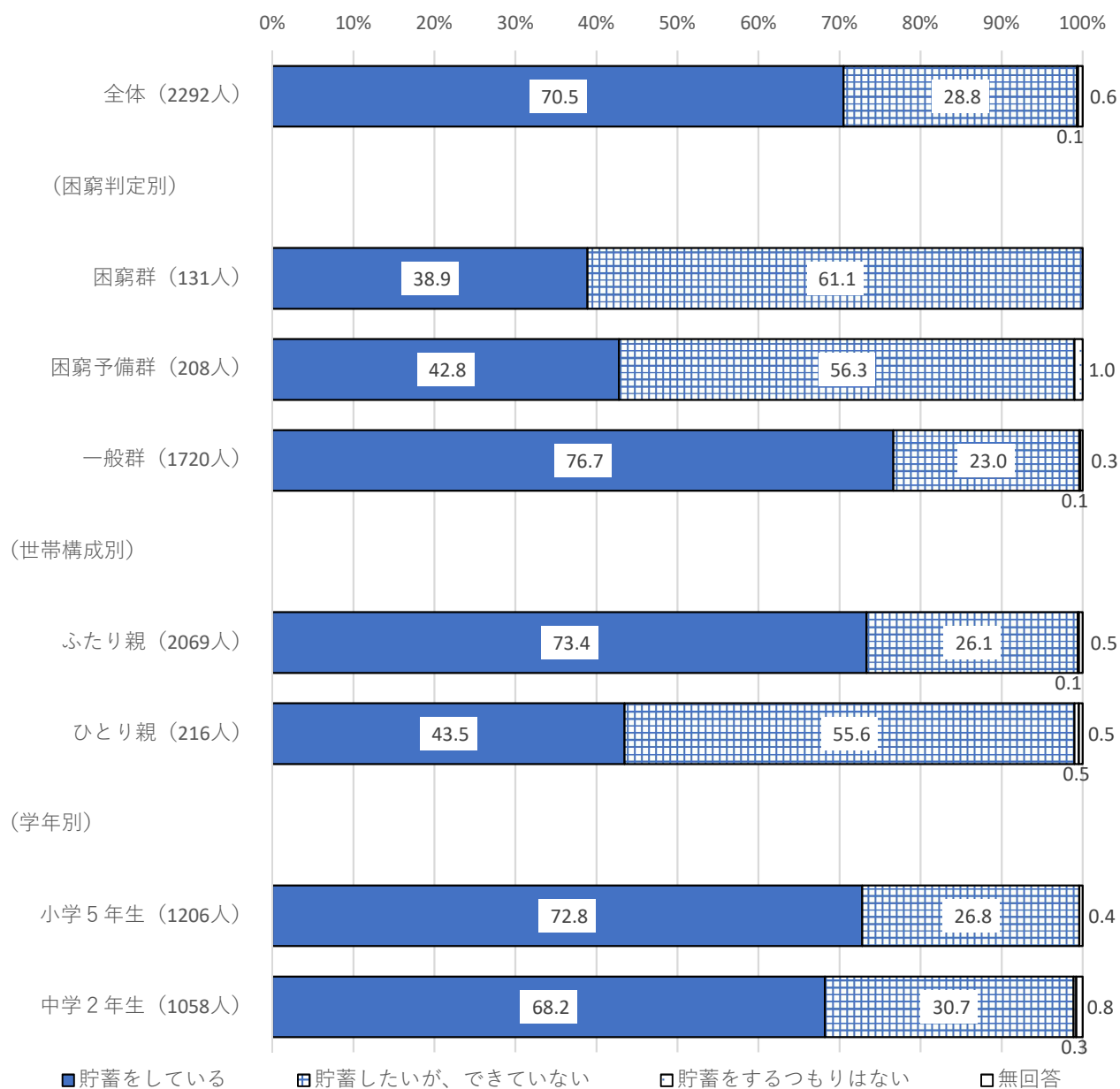


親が習い事に通わせているかについて、全体では「している」が78.8%となった。通わせていない理由については、「方針でしない」が12.6%、「経済的にできない」が7.7%となった。

困窮判定別にみると、困窮度合いが高いほど「している」が低くなり、一般群(83.1%)と困窮群(48.9%)は34.2ポイントの差があった。また、困窮度合いが高いほど「経済的にできない」が高くなり、一般群が4.5%にとどまるのに対し、困窮群は35.9%と高かった。

世帯構成別に「経済的にできない」をみると、ふたり親が5.5%、ひとり親が29.2%となり、ひとり親の方が23.7ポイント高かった。

設問【小5・中2 保護者】子どもの将来のために貯蓄をしているか



子どもの将来のために貯蓄をしているかについて、全体では「している」が70.5%を占めた。「貯蓄したいが、できていない」は28.8%で、「貯蓄するつもりはない」は0.1%にとどまった。

困窮判定別にみると、困窮度合いが高いほど「貯蓄したいが、できていない」が高くなり、困窮群は「貯蓄したいが、できていない」が61.1%と「貯蓄している」(38.9%)を上回った。

世帯構成別に「貯蓄したいが、できていない」をみると、ふたり親が26.1%、ひとり親が55.6%となり、ひとり親の方が29.5ポイント高かった。

他都市のこどもの権利条例整備状況

子どもの権利に関する条例を制定している自治体数 69自治体 （令和6年5月時点）（特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所調べ）

主な自治体		条例名	施行時期	権利侵害の 救済機関名	周知 啓発	責務・役割							禁止に係る条文			定めたこどもの権利	備考
						市（区）	市民 区民 地域住民	学校等	保護者	施設関係 事業者	子ども 育成団体	救済機関	いじめ	体罰	虐待		
政令市	川崎市	子どもの権利に関する条例	H13. 4 H17. 3 改正	人権オンブズパーソン	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	・ 安心して生きる権利 ・ ありのままの自分である権利 ・ 自分を守り、守られる権利 ・ 自分を豊かにし、力づけられる権利 ・ 自分で決める権利 ・ 参加する権利 ・ 個別の必要に応じて支援を受ける権利	・ こどもの権利の日を条例で制定 ・ 養育の支援として、こどもの養育において市からの支援や配慮を求める権利を規定 ※日本で初めて策定 ・ 子ども会議を条例で制定 【主な改正内容など（H17. 3）】 ・ 市の他法律改正に伴う軽微な文言修正 ・ 条例内容に変更はなし
	名古屋市	なごや子どもの権利条例	H20. 4 R2. 4 改正	名古屋市子どもの権利相談室 「なごもっか」	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	・ 安全に安心して生きる権利 ・ 一人一人が尊重される権利 ・ のびのびと豊かに育つ権利 ・ 主体的に参加する権利	・ 子どもに関する総合的な計画の策定を定義 ・ なごや子ども・子育て支援協議会の設置を規定 【主な改正内容など（R2. 4）】 ・ 子どもが権利の主体であることを明記 ・ 子どもの責任という表現を変更 ・ 子どもの安全に関する権利を明確化 ・ 「なごやこども条例」から「なごや子どもの権利条例」へ変更
	札幌市	札幌市子どもの最善の利益 を実現するための権利条例	H21. 4	子どもの権利救済機関 「札幌市子どもアシストセンター」	○	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○	・ 安心して生きる権利 ・ 自分らしく生きる権利 ・ 豊かに育つ権利 ・ 参加する権利	・ こどもの権利の日を条例で規定 ・ 札幌市オンブズマン条例と連携
	相模原市	相模原市子どもの権利条例	H27. 4	さがみはら子どもの権利相談室 「さがみみ」	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	・ 安心して生きる権利 ・ 心身ともに豊かに育つ権利 ・ 自分を守り、守られる権利 ・ 地域及び社会に参加する権利	・ こどもの居場所、意見表明及び参加、情報発信を市と地域、施設管理者、設置者へ規定 ・ 救済組織である相談室には子どもの権利救済職員と、職務遂行のための補職として子どもの権利相談員が置かれている ・ こどもの権利の日を条例で規定
	新潟市	新潟市子ども条例	R4. 4 R6. 4 改正	新潟市子どもの権利相談室 「こころのレスキュー隊」	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	・ 安心して生きる権利 ・ 豊かに生き、育つ権利 ・ 自分らしく生きる権利 ・ 身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利 ・ 社会に参加する権利	・ 子どもの権利推進委員会の設置や子どもの権利月間及び子どもの権利週間を規定 【主な改正内容など（R6. 4）】 ・ 子どもの権利救済機関の設置など、子どもの権利侵害に対する相談、救済体制の条文を追加
	千葉県 ※策定中	こども・若者基本条例	R8. 4 予定	策定中	策定中	策定中							策定中			策定中	—
県内	富士市	富士市子どもの権利条例	R4. 4	子どもなんでも相談 （富士市こども家庭センター内）	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	・ 生命、生存、発達の権利 ・ 意見表明権 ・ 子どもの最善の利益 ・ 差別、不利益の禁止	・ 貧困の防止 ・ 居場所づくりについて規定 ・ こどもの権利の日について規定 ・ こどもの権利の学習等への支援を規定
	藤枝市	藤枝市こども基本条例	R6. 4	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	・ 安心して健康に生きる権利 ・ 個性が尊重され自分らしく生きる権利 ・ 自ら守り、守られ、育まれる権利 ・ 社会に参加する権利	・ 市が伴走型支援の実施を規定 ・ 貧困の防止
	磐田市 ※策定中	磐田市こどもの権利と笑顔 約束条例	R7. 5	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	・ 個人として尊重される権利 ・ 生命、生存及び発達に対する権利 ・ 意見の表明及び社会へ参画する権利 ・ こどもの最善の利益が考慮される権利	・ こどもの役割を明記
その他	尼崎市	尼崎市子どもの育ちの支援 条例	H21. 12 R3. 4 改正 R5. 3 改正	子どものための権利擁護委員会 （R3. 4 設置）	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	・ 子どもに関する施策の策定及び推進、推進計画の策定 【主な改正内容（R3. 4）】 ・ 子どものための権利擁護委員会設置に関する条文を追加 ・ 子どもの権利について学ぶ機会等の保障を追記 【主な改正内容など（R5. 3）】 ・ 市の他法律改正に伴う軽微な文言修正 ・ 条例内容に変更はなし
	世田谷区 ※策定中	世田谷区子ども条例	H14. 4 H25. 4 改正 R7. 4 改正予 定	せたがやホッと子どもサポート （せたホッと）	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	・ 全文で漢字にふりがな付 ・ 子どもの人権擁護委員を規定 ・ 子どもの権利条例へ改正予定 【主な改正内容など（H25. 4）】 ・ セタがやホッと子どもサポートの設置に関する条文を追記

参考	浜松市	浜松市子ども育成条例	H22. 4	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	・ 子どもふれあい週間について規定
----	-----	------------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------------

～子どもの権利条例について～

2025年3月24日

弁護士 伊豆田 悦 義

1

～子どもの権利条例について～

- 1 子どもの権利について①～人権保障の仕組
◆ 子どもが「権利」を有するとはどういうこと？
- 2 子どもの権利について②～『子どもの』権利の保障の意義
◆ 『子どもの』権利を保障する目的は？
- 3 子どもの権利条例について
◆ 「子どもの権利条例」が必要な理由は？

2

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

3

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

- ◆ 子どもが「権利を有する」とはどういうこと？
- ◆ 子どもには、「権利」を教える前に、「義務」を教えなければいけないのか？

4

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

(浜松市子ども育成条例)

第1条 この条例は、未来を担う子ども『を』社会全体で健全に育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の『役割』を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感ぜられる社会の実現を目指すことを目的とする。

(富士市子どもの権利条例)

第1条 この条例は、全ての子ども『が』命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの『権利を保障』するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

5

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

浜松市と富士市の子ども条例……

★ 何が、どのように違っているか？

浜松市 → 子ども『を』育成する…

富士市 → 子ども『が』成長し発達する…

6

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

権利基盤型アプローチ (Rights based approach) の有無

(浜松市＝「育成条例」型)

子どもは、「育成」つまり保護や支援の「客体」「対象」← 大人の目線
… どの「育成」をするかは 大人次第 (大人の都合)

(富士市＝「権利条例」型)

- ① 子どもは「権利」を持つ = 子どもは、権利の「主体」
- ② 大人は子どもの「権利」に応える保護や支援を行う責任を負う。
⇒ 権利基盤型アプローチ (Rights based approach) ← 子どもの目線

7

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

「子どもの権利」に関する様々な懸念・不安・疑問の背景

… 「人権保障」について根本的な誤解があるのでは？

◇ 「権利を有する」とはどういうことか？

… そもそも「権利を保障する」とは、どういうことか？

◇ なぜ「権利基盤型アプローチ」が必要・有益なのか？

8

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

◇ 「権利を有する」とはどうか？＝「人権保障」とは何か？

(憲法13条)

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

= ここに全てが書かれている。

9

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

◇ 「権利を有する」とはどうか？

⇒ 「人権を保障する」ということ。

⇒ 「権利基盤型アプローチ」で「義務者の」施策の可否を考えること。

① 人は誰でも「個人として尊重」される。

= 権利の主体として、ありのままを尊重すべし！

② 人権は国家に対する権利

= 人権を守る「施策」を行う「義務」が、国家にある！

10

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

◇ 「権利を有する」とはどうか？

⇒ 「権利基盤型アプローチ」で「義務者の」施策の可否を考えること。

③ 人権の二面性：自由権(例:表現の自由)／社会権(例:生存権)

= 「施策」の行き過ぎも、不足も、両方「人権侵害」！

④ 人権制限の根拠は「公共の福祉」のみ (≠「多数決」「公益」)

※ 公共の福祉 = 「人権相互の調整のための実質的公平の原理」

= 「施策」による人権の制限は必要最小限度に！

11

1 子どもの権利について①～「人権保障」の仕組

◇ なぜ「権利基盤型アプローチ」が必要・有益か？

「権利」を出発点や基準に考えると……

◎ 施策を行うべき義務が明らかになる。

◎ 施策が正しいか否かの判断が容易になる。

←→ 「恩恵的アプローチ」

■ 施策を、やるのか、やらないのか、どんな内容にするのか、
国家の都合によって左右されやすい。

12

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

13

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

- ◆ 『子どもの』権利 を保障する目的は？
- ◆ 「子どもの権利」保証に必要な視点とは？

14

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

- ◆ 『子どもの』権利 を保障する目的は？
 - ◇ なぜ「子どもの権利」を考える必要があるか？
 - … 基本的人権の保障では足りないのか？

15

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

- ◇ なぜ「子どもの権利」を考える必要があるか？
 - ⇒ 「子どもを守るために必要な支援をする以上、子どもは、多少、不自由な目にあっても仕方がない。」
 - ⇒ 「子どもの意見に関係なく、大人が適切だと判断したことこそ、正しい支援であるはず。」
 - ⇒ 「目の前に見えている子ども・課題だけ支援しておけばよい。」
 - …… そんな認識・意識・感覚が生まれてしまっていないか？

16

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ なぜ「子どもの権利」を考える必要があるか？

☆ 子どもに対する支援や援助にも、
「**権利基盤型アプローチ**」を用いるべき。

☆ 「子どもの権利」をベースに考えれば、

- ◎ 子どもに必要な**支援を行う「責務」**が明確に。
- ◎ 子どもに対する**支援や援助が適切か否か**判断がし易くなる。

17

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◆ 「子どもの権利」保証に必要な視点とは？

18

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

① 子どもの権利保障の出発点

= 「**子どもは、そのまま、かけがえない存在である**」と認めること

☆ 子どもを、**ひとりの人間として尊重し、
真正面から「**権利の主体**」だと認めること。**

19

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

② 子どもの権利の本質

= 子どもは、それぞれの個性に応じて、

◎ 「**なりたい自分に成長する権利**」

◎ 「**持てる資質や能力を、最大限にまで成長・発達させる権利**」
を持っている。

⇒ 「**自分らしく、のびのびと、成長し発達する権利**」

20

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

③ 子どもの権利は、誰に対する「権利」か？

… 子どもの権利を保障する「義務」を負うのは誰か？

☆ **子どもの権利を保障する義務を負うのは「大人」**

= 親・保護者、国・地方自治体、その他、支援に関わる全ての大人

21

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

④ 子どもの権利を保障する意義

… よく言われる懸念・疑問・不安

■ 「子どもの権利」は**わがままを助長**するのでは？

■ 「権利」を主張させる前に「義務」を**果たすことを教えるべき**では？

22

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

④ 子どもの権利を保障する意義

⇒ 子どもの権利保障によって、むしろ、

ア 子どもの「自己肯定感」や「自尊感情」の向上

イ 「権利の相互尊重」と「規範意識」の向上

が期待できる。

23

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

④ 子どもの権利を保障する意義

ア 自己肯定感や自尊感情の向上

○ 子どもを「**そのままでかけがえのない存在**」だと認めること

⇒ **「かけがえのない存在だと認められている」という「実感」**

⇒ **自己肯定感・自尊感情を育む**

◎ 「ありのままの自分を肯定し受け入れられる心情」

◎ 「自分が大切な存在である」という自己評価

24

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

④ 子どもの権利を保障する意義

ア 自己肯定感や自尊感情の向上

⇒ **子どもの成長・発達にとって、大切な「糧」「原動力」になるもの。**

☆さらに向上・成長しようとする力 ☆困難に直面した場面で対処する力

☆過ちを前にして踏みとどまる力 ☆失敗してもくじけずに進む力

☆他人も自分と同じように大切だと思える力

25

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

④ 子どもの権利を保障する意義

イ 権利の相互尊重と規範意識の向上

☆ 「自分の権利が大切にされている」という「**実感**」

⇒ 「**他人の権利も尊重しなければならない**」という**ナチュラルな感情**

◎「お互いに権利を尊重し合うことが大切だ」

◎「決められたルールを守ることが大切だ」

26

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

⑤ 子どもの「最善の利益」という考え方

・・・ どのような「利益」を意味しているか？

☆ **子どもが、個々の特性に応じて最大限の成長・発達を果たすために（つまり、子どもの権利を最大限に保障するために）最も利益となること。**

⇒ 考慮されるべき「利益」（権利）のカatalogとして「子どもの権利条約」

27

2 子どもの権利について②～「子どもの権利」保障の意義

◇ 「子どもの権利」保障に必要な視点とは？

⑤ 子どもの「最善の利益」という考え方

⇒ 二つの働き

◎ 子どもの権利保障（子どもの成長・発達の支援）に関する全ての活動について、**根本的な活動指針**

◎ 子どもの権利保障が適切であるかどうかを**判断する基準**

28

3 子どもの権利条例について

29

3 子どもの権利条例について

◆ 「子どもの権利条例」が必要な理由は？

～「子どもの権利条約」や「こども基本法」では足りない？

- ◇ 子どもの権利条約とは？
- ◇ こども基本法とは？

30

3 子どもの権利条例について

◇ 子どもの権利条約とは？

1989年11月20日 国連総会で採択

1990年 9月21日 日本 条約に署名(109番目)

1994年 4月22日 日本 条約批准(158番目)

⇒ 国内にて発効(同年5月22日) = ★発効から満30年経過

○現在の締約国・地域 196

○未締約国(署名済み・批准なし) 1 (アメリカ合衆国)

31

3 子どもの権利条例について

◇ 子どもの権利条約の一般原則

= 子どもの権利保障の全ての場面で基本とされている考え方。

- ① あらゆる差別の禁止(2条)
- ② 子どもの最善の利益の確保(3条)
- ③ 子どもの最大限の成長発達を確保(6条)
- ④ 子ども自身の意見を表明する権利の確保とその意見の尊重(12条)

32

3 子どもの権利条例について

◇ 子どもの権利条約で保障される権利の概要

- A 市民権及び自由(7, 8条, 13～17条, 19条等)
- B 家庭環境と代替ケア(5条, 9～11条, 18～21条等)
- C 基本的保健及び福祉(6条, 23, 24条, 26, 27条等)
- D 教育・余暇・文化的活動(28, 29条, 31条)
- E 特別な保護措置(22条, 30条, 32～36条, 38～40条等)

※ 「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4分類も

33

3 子どもの権利条例について

※ 子どもの権利条約は日本には不要？

…… 途上国の子どものための条約？

※ 子どもの権利アレルギー？

…… 「こども第一主義条例(案)」

⇒ 「子ども育成条例」へ という実例
(2010年)

34

3 子どもの権利条例について

◇ 国連子どもの権利委員会の勧告等

締約国の子どもの権利実現義務の進捗状況の審査

= 政府が定期的に(※)報告書を提出し、国連子どもの権利委員会が審査をし、所見を表明する制度

※ 条約の国内発効から2年経過時点、その後は5年経過毎に

35

3 子どもの権利条例について

◇ 国連子どもの権利委員会の勧告等

国連子どもの権利委員会の総括所見

第1回 1998年

第2回 2004年

第3回 2010年

第4回・第5回 2019年

⇒ 実に様々な分野で継続的に勧告や懸念が表明される。

36

3 子どもの権利条例について

◇ 国連子どもの権利委員会の勧告等 (第4回・第5回)

- 差別の禁止 = 婚外子差別、邦外出自者への差別
- 意見表明権保障 = 家事事件手続や児童相談所での意見表明
- 体罰の禁止 = 学校・家庭での体罰禁止の実効性、懲戒権
- 家族との分離 = 司法審査、家庭環境に近い養育体制
- リプロダクティブヘルス = 性感染症、中絶率の高さ
- 少年司法 = 厳罰化(2000年)、国選付添人の範囲
- 条約実施の一般的措置 = **包括基本法、独立監視機関**

37

3 子どもの権利条例について

◇ 国連子どもの権利委員会の勧告等 (第4回・第5回)

- 生命・生存・発達 = 社会の競争的性質による発達の阻害、子どもの自殺率の高さ、学校事故・交通事故
- 家庭環境 = 子どもの貧困、共同親権・面会交流、養育費支払いの実効性確保
- 教育 = 深刻ないじめ、過度に競争的なシステムによるストレス、外国人学校への補助金不交付
- アイデンティティ = 無戸籍児、無国籍児
- 搾取 = 性的搾取の水準の高さ、児童ポルノ

38

3 子どもの権利条例について

◇ 国連子どもの権利委員会の勧告等 (その他)

- 「高度に競争的な学校環境が、児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性」への懸念
- 休息・余暇・文化的活動への参加は、子どもの心、身体、頭脳の発達にとって重要との認識
- 休息や余暇の「権利性」の認識が低いことへの懸念

⇒ いかに「子どもの権利」に関する意識・認識が乏しいか……

39

3 子どもの権利条例について

◇ こども基本法の制定・施行

2022年 6 月 こども基本法制定
2023年 4 月 1 日 同法施行
2023年12月22日 こども大綱制定

40

3 子どもの権利条例について

◇ こども基本法の目的(第1条)

第1条 この法律は、日本国憲法及び**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、次代の社会を担う**全てのこども『が』**、生涯にわたる**人格形成の基礎を築き**、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ**、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その『権利』の擁護が図られ**、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、**国の『責務』等を明らかにし**、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

41

3 子どもの権利条例について

◇ こども基本法の基本理念(第3条)

① 子どもの権利保障の宣言

⇒ 子どもは、施策を享受する「権利の主体」だと認識する。

① 生命・生存・発達に関する権利の保障

② 子どもの最善の利益の考慮

③ 子どもの意見表明・参加の機会の保障／子どもの意見の尊重

④ 差別的取扱の禁止

⇒ **子どもの権利条約の4つの一般原則**

42

3 子どもの権利条例について

◇ こども基本法での市町村の責務

【地方公共団体の責務・第5条】

地方公共団体は、**基本理念にのっとり**、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、**その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

【市町村こども計画・第10条第2項】

市町村は、こども大綱を勘案して、**当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。**

43

3 子どもの権利条例について

◇ こども基本法の制定・施行の意義

◎ 「子どもの権利条約」に関する包括的な国内法が制定された。

◎ 基本理念としての「子どもの権利」が明記された。

◎ 「子どもの権利」を保障する国・地方自治体の責務が明記された。

⇒ 「子どもの権利条約は日本では不要」論は、もはや法的に誤り

44

3 子どもの権利条例について

- ※ こども基本法があれば、子どもの権利条例は不要？
- ※ 市町村こども計画があれば、条例は不要？

45

3 子どもの権利条例について

◇ 子どもの権利条例が必要とされる理由

① 「条例」という法形式の意味

地方公共団体は、

- ・法律の範囲内で条例を制定できる(憲法94条)
- ・義務を課し、権利を制限するには、条例が必要(地自法14条2項)

⇒ 「子どもの権利」を保障するための「大人の責務」を明確にするには、条例が必要と考えられる。

46

3 子どもの権利条例について

◇ 子どもの権利条例が必要とされる理由

② 「こども基本法」の補完

- ・子どもの権利保障／市や市民の責務をきめ細かく明らかにする
- ・子どもの権利の周知・普及の方策
- ・子どもの参加を制度的に確保できる機関・組織(子ども会議等)
- ・独立した監視機関・救済機関(オンブズマン・救済委員等)

⇒ 子どもの権利保障を実質化・実効化するため(つまり「市町村こども計画」の確実な実施を担保するため)にも、条例が必要と考えられる。

47

3 子どもの権利条例について

◆先進市の取り組み

◇ 子どもの参加を制度的に確保する取り組み

○川崎市子ども会議(条例に明記あり)

小学4年生から高校3年生まで、毎月2回の定例会議 等

○尼崎市ユース交流センター／ユースカウンスル事業

子ども・若者の居場所／14歳から29歳までの若者による政策提言

48

3 子どもの権利条例について

◆先進市の取り組み

◇ 子どもの権利侵害への救済

○川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(1998年)

オンブズパーソン 3名 ※ 日本初の導入例

調査相談専門員 4名

事務局 2名

(2023年度実績)

相談者数115名、ケース数63、相談・調整回数739回

49

3 子どもの権利条例について

◆先進市の取り組み

◇ 子どもの権利侵害への救済

○川崎市人権オンブズパーソン条例(2000年)／子ども・男女平等

オンブズパーソン 2名

専門調査員 4名

事務局 4名

(2023年度実績／子ども関連)

相談件数74・相談回数205、救済件数9・活動回数251

50

3 子どもの権利条例について

◆先進市の取り組み

◇ 子どもの権利侵害への救済

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例(2019年)

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

子どもの権利擁護委員 5名

調査相談員 15名

事務局 3名

(2023年度実績)

相談件数418・相談回数2922、調整回数575、救済件数2

51

3 子どもの権利条例について

◆県内他市の取り組み

◇ 子どもの参加を制度的に確保する取り組み

○藤枝こども・若者会議

令和6年7月から12月まで小中高校生9名参加

※ 藤枝市こども基本条例(2024年)には具体的な記載なし。

52

3 子どもの権利条例について

◆県内他市の取り組み

◇ 子どもの権利侵害への救済・監視

○富士市子どもの権利条例(2022年)

子どもの権利擁護委員 2名

相談員 8名(子ども家庭相談と兼務)

事務局 1名(子ども家庭課職員)

(2023年度実績)

相談件数4・対応回数9、救済件数0

53

3 子どもの権利条例について

【問われていること】

理念を定めるだけの条例でよいか？

子どもの権利保障を実効化できる「制度的な仕組み」を明確にした条例でなくてよいか？

…… 「はままつ子どもふれあい週間」を知っていますか？

54